

番号	1
項目	<p>大阪市における公立幼稚園児と私立幼稚園の1号認定児の公費負担格差是正を      大阪市では、保育（2号認定児・3号認定児）認定こども園、保育園に対する補助と教育（1号認定児）に対しての補助にはあまりにも大きな差があります。</p> <p>大阪市としては、1号認定児に関しては、大阪府に要望すべきとの考えですが、現行、大阪市の公立（市立）幼稚園に対して大阪市単費として、潤沢な公費支出をしています。</p> <p>阪私幼試算では大阪市が公立幼稚園児1人あたりに支出している公費は、年間787,756円（令和5年度概算）かかっているのに対し、私立幼稚園の1号認定児に支出している公費は1人あたり、115,635円となっており、約7倍の格差があります。この試算は、公立幼稚園と同じ施設型給付園の給付額と比較したものであり、私学助成園においてはその格差はもっと大きくなります。</p> <p>同じ大阪市民でありながら、市からの補助に大きな差があるのは、とても不公平です。大阪市私立幼稚園1号認定児に対して、不公平な差別的処遇を改善し、格差是正を進めて頂きますようお願いいたします。</p> <p>（1）大阪市の私立幼稚園に通う子どもに対して、公立園との補助額の格差是正を図るため、1号認定児に対して年額30万円以上の補助をいただきますようお願いいたします。</p>
	<p>（回答）</p> <p>平成27年度より施行された「子ども・子育て支援新制度」において、私立幼稚園における施設型給付費については国や都道府県など本市以外から費用負担（全国统一費用部分は、国：都道府県：市町村＝2：1：1など）がある一方、公立幼稚園については市町村が全額負担となっています。ただし、公立幼稚園については国庫補助ではなく地方交付税措置となっており、実際に公立幼稚園に係る費用として充当されているわけではありません。</p> <p>なお、試算において、私立幼稚園の施設型給付費については、100名規模の施設型給付を受けている幼稚園のうち管理費・一般生活費のみが試算されていますが、その他のさまざまな加算や私立幼稚園特別支援教育費補助金・交付金等や一時預かり事業にかかる扶助費等が含まれておりません。また、今回の試算においては、私学助成園にかかる教員数や園児数も含まれているものと認識しています。</p> <p>また、市立幼稚園について、近年、園児数の減少幅が大きく、同じ額であっても、園児1名あたりの単価は上がってしまう傾向となってしまうことなど、比較対象としてはなじまないものと考えています。</p> <p>本市におきましては、令和7年4月より診断書の病名が疑いとなっている場合や通所受給者証のみの場合も助成対象とするなど、私立幼稚園等に対する助成や補助についての充実に取り組んできたところであり、引き続き国や他都市の動向を注視してまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）      電話：06-6208-8165</p>

番号	2
項目	<p>小学校と同様に全園児の給食費の免除を  大阪市では、令和2年度以降全児童生徒の学校給食費の無償化が実施されています。しかしながら就学前施設では1・2号認定児の給食費は依然として保護者負担が続いています。</p> <p>また、国の物価高騰対策を上回る、昨今の物価上昇により食材費等の値上げが続き、給食の質を維持するためには保護者に値上げをお願いせざるを得ない状況となっています。</p> <p>(2) 食育による教育的意味合いと共に、保護者の負担軽減のために全園児対象に、子どもに差をつけることなく平等な給食費免除のご検討をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>昨今の食材費や光熱費、運送経費の値上げなど、家計に大きな影響を及ぼす深刻な問題と認識していますが、小中学校における学校給食費の無償化におきましては、義務教育の無償の趣旨を踏まえ、学校における食育の生きた教材であり全市統一の献立により実施している学校給食を、既存の制度も活用しながら全員全額無償を本格実施とすることにより、教育費における保護者等の負担を軽減しているものです。</p> <p>給食材料費については、在宅で子育てをする場合や給食を実施していない幼稚園等に通われている場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することを原則としており、今後も、基本的には保護者に負担いただくべきものと考えています。</p>
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (幼稚園運営企画グループ)  電話：06-6208-8165</p>

番号	3
項目	<p>特別支援 交付金の増額を</p> <p>大阪市では、平成 26 年度より、特別に支援の必要な幼児の受け入れに対して『大阪市要支援児受入促進指定園』を制定し、指定園は対象園児数分の交付金（月額 30,000 円/一人）をいただいております。</p> <p>しかしながら、制度ができて以来交付額は見直されておられません。物価高騰、人件費上昇分（最低賃金は 32% 上昇）を考慮し、他の政令指定都市や大阪府下の特別支援に対する補助額とも比較検討いただき交付金の増額支援をお願いします。</p> <p>（3）交付金を月額 40,000 円/人へ増額をお願いします。</p>
<p>（回答）</p> <p>支援を必要とする児童数については増加しており、多くの園では受入促進指定園として、特別支援教育の充実にご協力をいただいているところです。</p> <p>また、この間、要望のあった助成対象の拡大について、障害者差別解消法改正等の趣旨も踏まえ、令和 7 年 4 月より、診断書の病名が疑いとなっている場合や通所受給者証のみの場合も助成対象としたところです。</p> <p>まずはこの助成対象の拡大による特別支援教育の充実の効果を注視してまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）</p> <p>電話：06-6208-8165</p>

番号	4
項目	<p>幼稚園における人材確保の助成を</p> <p>幼稚園等で働く先生の仕事は、「きつい」「責任が重い」「低賃金」といったイメージが固定化され、人材不足は深刻な課題となっています。課題解決にはまず、仕事内容を見直し、意欲をもって働ける環境づくりが急務です。しかし現実には、増大する長時間保育ニーズへの対応や教職員の給与、労務等の処遇改善、産・育休制度の充実、増加する要支援児への対応等々により人材不足が常態化しています。</p> <p>阪私幼ではこれらの課題解決のため、中学生以上に対して、正しい情報と教員の仕事の魅力を発信する場として10年前からフェスタを開催しています。その経費は会場費・当日の人件費を試算すると500万円を超えます。保育士の確保策は多様な施策があるのに、幼稚園教諭の確保には全く支援をいただけない現状を知っていただくとともに人材確保のための助成をお願いします。</p> <p>(4) 毎年多額の経費をかけて阪私幼が実施しています「幼稚園・認定こども園フェスタ」への財政支援をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>幼稚園教諭の確保については、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に基づき、令和7年6月に国が具体的に取り組む施策等を取りまとめた「こどもまんなか実行計画2025」において、幼稚園教諭等の人材育成・確保に向けた調査研究の実施ということが検討されているため、引き続き国の動きを注視してまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (幼稚園運営企画グループ)</p> <p>電話：06-6208-8165</p>

番号	5
項目	<p>研修事業充実のための施策拡充を</p> <p>教育・保育の質向上のための最も重要な事業である研修事業は阪私幼の設立目的であり、創設以来、55年間、継続して大阪市より委託を受けて企画・実施・運営をしてまいりました。</p> <p>この間、委託費についてはその変遷をみても、年々大幅な削減が行われてまいりました。そのため実施運営は、阪私幼加盟園の園長や主任など、まったくのボランティアによって人件費節減をし、質を維持しているところです。</p> <p>委託業者選定方法も昨年より「総合評価一般競争入札方式」により、入札価格を増額して申請することはこれまで以上に困難となっており諸経費高騰分を実施主体で吸収するにも限界が来ています。</p> <p>また、現在の単年度ごとの契約制度では、研修準備の期間が取れないため、講師依頼・日程調整・会場確保の調整作業がきわめて困難になっています。人気講師の予定は1年先まで埋まっており、会場の方も同様に1年先でないと希望日時が確保できない現状です。4月から事業開始をするには少なくとも前年12月には作業を開始する必要があります。研修企画通りの質の高い講師確保・より安価な会場確保等々、事業の質を低下させることなく最大の効果を得るには、選定制度の見直しが必要です。</p> <p>(5)</p> <p>-① 人件費・諸物価高騰に見合った委託費の増額（入札価格設定）をお願いします。</p> <p>-② 質の維持・継続を図るため複数年契約または前年12月までに公募選考をお願いします。</p>

(①について回答)

研修事業委託費については円滑な事業実施に繋がるよう、令和6年度予算から毎年見直しを行っているところです。

(②について回答)

本市が制定した「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」においては、役務の提供を受ける契約で長期継続契約を締結できる要件として「長期継続契約を締結することが本市にとって有利であり、かつ、長期継続契約を締結しなければ毎年4月1日から当該役務の提供を安定的に確保することが困難になるもの」と定めています。

また、本市ガイドラインにおいては上記の条例に該当する契約として「履行のための労働力を確保する必要があるもの、履行に必要とされる技術の習得に一定の期間を要するもの、履行に当たり特定の物品・設備等を準備する必要があり、当該準備に要した経費の単年度での回収が困難であることが明らかなもの」と定めており、該当例として「庁舎清掃、人的警備（巡視・保安等）、施設管理（保守点検含む）、医療事務、機械警備業務」などを挙げています。

本研修委託につきましてはこの要件には該当しないものであり、現在の単年度契約を継続していく予定です。

公募選考の手続については、選考作業スケジュールの都合上、次年度本市予算案の市会における審議および議決に先立って選考手続きを開始する必要がありますことから、前年12月頃に公募に着手しています。

担当

こども青少年局 保育・幼児教育センター  
電話：06-6952-0173

番号	6
項目	<p>第二子無償化に伴う格差是正のためのプレ幼稚園の無償化を  令和6年9月より大阪市独自の施策で第二子保育無償化が実施されていますが、令和8年秋からは企業主導型保育事業を利用する第二子以降についても無償化となる予定です。</p> <p>しかしながら、保育施設に通うのではなく、私立幼稚園等で実施している「プレ幼稚園(未就園児クラス)」(私立幼稚園に就園する前に集団生活を体験できるクラス)に通う園児には何も恩恵がなく、同年齢間で格差が生じている状況が続いています。大阪市の全ての子どもが等しく保育無償化の恩恵を受け、同じ年齢で分断がおきないようにするためにすでに福岡市等で実施されていますプレ幼稚園の無償化をお願いします。これにより市の財政的にも大きなメリットが生まれるものと確信しています。</p> <p>(6) プレ幼稚園の無償化をお願いします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>私立幼稚園等で実施している「プレ幼稚園(未就園児クラス)」の実施園数はおよそ50%程度となっており、その定員や保育時間、申込時期や申込方法、料金などが各実施施設により異なっている状況です。</p> <p>また、本市においては保育の無償化にあわせて、保育所等に通われていない、いわゆる在宅等で育児をしているご家庭への支援も実施予定にしており、多様なサービスの受け皿の拡充に努めるとともに、子育てサポートアプリの開発を行っているところです。</p> <p>引き続き、他都市のプレ幼稚園の実施状況等について注視をしております。</p>
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (幼稚園運営企画グループ)  電話：06-6208-8165</p>

番号	7
項目	<p>幼稚園教諭への支援を</p> <p>阪私幼には幼稚園、認定こども園が加盟していますが、幼稚園教諭には育休明けの保育入所の優先枠がありません。その他、「保育士宿舍借上げ支援事業」「保育人材確保対策事業」…等々、保育士確保や定着のための支援制度はあるのに幼稚園教諭やその確保のための補助は一切ないのです。</p> <p>さらに、幼稚園・認定こども園の直近に保育園を設置するなど幼稚園の存在意義を否定するともとれる施策もみられます。大阪市には幼稚園や幼稚園教諭はもはや必要ないのでしょうか。そうであるなら、その一方で公立幼稚園に対しての多額の支出には矛盾を感じます。</p> <p>多くの政令他都市に見られる私立幼稚園振興事業と同様に、同じ大阪市内の就学前教育・保育施設やそこで働く教職員に対する支援対象の中に「幼稚園」を含めていただきますようお願いいたします。</p> <p>(7) 保育所優先入所制度に「幼稚園教諭」を含めていただきますようお願いいたします。</p>
	<p>(回答)</p> <p>保育士等の子どもの優先入所については、厚生労働省から、当該保育士等の保育施設等への復帰を確定させることは、利用定員を増やすことを可能とし、結果として、より多くの他の保育を受ける必要性のある子どもの入所が可能となることから、待機児童の解消等のために保育人材の確保が必要な市町村においては、可能な限りこのような取組を行うよう各自治体あてに通知がなされています。</p> <p>この厚生労働省の通知を受けて、平成 29 年度より保護者が市内の保育施設等で勤務する保育士等の子どもについて、優先的に利用調整を行うこととしていますが、この優先的な利用調整の対象となるのは、保育士又は保育施設等において保育士としてみなすことができる職種（保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭）であって、直接雇用により月 20 日以上かつ週 30 時間以上又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上勤務する場合となっております。</p> <p>なお、待機児童解消に向けて市内で勤務する保育人材の確保策として実施していることから、勤務施設については、保育所、認定こども園又は地域型保育事業としています。</p>
担当	<p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼保利用グループ）</p> <p>電話：06-6208-8354</p>